



国海安第 144 号
平成 24 年 12 月 27 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省
海事局安全基準課長 平原 祐



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律等の施行
に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（通知）

標記につきまして、下記の省令及び告示（平成 24 年 12 月 28 日付け公布、平成 24 年 1 月 1 日施行）についてご連絡いたします。当該省令及び告示について、よろしくお取り扱い頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取りはからい頂きますようお願い申し上げます。

記

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通省令第 91 号）

○二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（国土交通省令・環境省令第 3 号）

○船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通省令・環境省令第 4 号）

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示（国土交通省告示第 1500 号）

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通大臣第 1501 号）



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令等の制定について

1. 改正の経緯

平成22年7月に行われた国際海事機関（IMO）の第62回海洋環境保護委員会（MEP C62）において、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「マルポール条約」という。）附属書V（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）の改正により、船舶の通常活動に伴い生ずる廃棄物の規制対象の見直し等、廃棄物に関する規制が強化された。また、マルポール条約附属書VI（船舶からの放出ガスによる大気汚染を防止するための規制）についても改正され、新たに外航海運に対する二酸化炭素放出抑制のための規制が取り入れられた。これらに適確に対応するため、本年9月に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」）が成立し、公布されたところ。（附属書V及びVIの改正はともに平成25年1月1日に発効。一部改正法は平成25年1月1日施行。）

加えて、一部改正法では、船舶の検査制度を合理化するための改正を行っており、当該改正に係る関係省令について所要の改正を行う必要がある。

このため、今般、一部改正法の施行並びにマルポール条約附属書V及び附属書VIの改正の発効に伴い、

- I 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」（国土交通省令）
- II 「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令」（国土交通省令・環境省令）
- III 「船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令」（国土交通省令・環境省令）

を制定する。

2. 改正の概要

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の主な内容は次のとおり。

- I 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」（国土交通省令）
 - (1) 船舶からの廃物による汚染の防止のための規則
 - ① 排出可能な貨物残さの基準について定めること（新設）
「急性水生毒性」及び「廃プラスチック類」を含まないこととする。
 - ② 排出可能な洗浄水の基準について定めること（新設）
「海洋汚染物質」、「変異原性」、「発がん性」及び「生殖毒性」を含まない

こととする。

- ③ 船舶発生廃棄物汚染防止規程を備え置くべき船舶の基準を改正すること（海防法施行規則第12条の3の3関係）

「総トン数400トン以上の船舶」を「総トン数100トン以上の船舶」とする。

- ④ 船舶発生廃棄物記録簿及び航海日誌への記載要件を追加すること（海防法施行規則第12条の3の6及び船員法施行規則第11条関係）

廃棄物の一定の排出を行った場合の記載要件を追加し、船舶発生廃棄物記録簿を備えていない国際航海に従事する船舶については航海日誌に記載するよう規定する。

(2) 船舶からの二酸化炭素放出抑制のための規制（新設）

- ① 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行う船級協会の登録に係る手続きを規定する。

- ② 二酸化炭素放出抑制航行手引書の作成に関する事項、二酸化炭素放出抑制指標の算定に係る技術上の基準を規定する。

- ③ 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標の確認の申請手続き、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の様式等について規定する。

(3) 船舶の検査検査の合理化関係

- ① 船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の3法に係る証書について、有効期間を5月延長する特例に係る所要の規定を整備する。

- ② 登録船級協会における無線電信及び無線電話施設のみなし検査※に係る所要の規定を整備する。

※ 登録船級協会の検査を受け当該船級の登録を行った船舶について、国の検査を受け、これに合格したものとみなすことができるもの

II 「二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令」（国土交通省令・環境省令）

船舶の用途及び載荷重量トン数その他船舶の大きさに関する指標に応じ、その満たすべき基準を規定する。

III 「船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令」（国土交通省令・環境省令）

省令の題名の改正に伴う所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成24年12月末

施 行：平成25年1月1日

船舶からの有害液体物質の排出等に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令の制定について

1. 改正の経緯

本年9月に成立、公布された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第89号）」により、平成25年1月1日より新たに船舶からの二酸化炭素放出を抑制する規制が導入されることとなった。

当該規制の実施のため「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）」等の改正が行われ、平成25年1月に施行される予定である。

今般、当該改正により運輸省令第38号の題名が改正される予定であるところ、「船舶からの有害液体物質の排出等に係る事前処理の方法等に関する省令」第2条第1項において当該運輸省令を引用していることから、本省令を改正する必要がある。

2. 改正の概要

第2条第1項において、「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改正する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 平成24年12月
施 行 : 平成25年1月1日

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示」の制定について

1. 制定の経緯

平成23年7月の第62回海洋環境保護委員会（MEPC62）において、二酸化炭素放出規制を実施するための附属書VIの改正案が採択され、平成25年1月1日に発効することとなった。

我が国も附属書VIの締約国として、本改正を確実に実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第89号。以下「改正法」という。）が平成24年9月に成立したところである。

改正法では、新造船に対して二酸化炭素放出に係る基準への適合性に係る国土交通大臣の確認（以下「指標確認」という。）を受けることを義務づけているが、国土交通省令で定められた一部の船舶については当該確認が除外される旨規定されている。

上記の国土交通省令で定められる船舶として、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）第1条の23第1項において、漁船、海上保安庁の使用する船舶の他、国土交通大臣の定める船舶も規定されることから、当該規定に基づく船舶を定める告示を制定する。

2. 告示の概要

指標確認の適用が除外される船舶として、附属書VIにおいて指標確認が必要とされている下記船舶以外の船舶を規定する。

ばら積み貨物船、液化ガスばら積船、タンカー、有害液体物質ばら積船、コンテナ船
一般貨物船、冷凍運搬船、Ro-Ro貨物船、旅客船、Ro-Ro旅客船

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成24年12月

施行：平成25年1月1日

「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示等の一部を改正する告示」の制定について

1. 改正の経緯

本年9月に成立、公布された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第89号）」により、船舶からの二酸化炭素放出を抑制する規制が平成25年1月1日より新たに導入されることになった。

当該規制を実施するため「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）」及び「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号）」の改正が行われ、平成25年1月1日より施行される予定である。

今般、当該改正により上記の両運輸省令の題名が改正される予定であるところ、当該省令の題名を引用している関連告示を改正する必要がある。

2. 改正の概要

1. 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令第三十一条の有害液体物質を定める告示

・ 題名及び本則中の「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改正

2. 大気汚染防止検査対象設備の技術上の基準を定める告示

・ 第一条中の「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令」に改正

3. 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第一条の五の六の用途を定める告示

・ 題名及び本則中の「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」に改正

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成24年12月

施行：平成25年1月1日